

精神保健福祉士の実務経験となる施設と職種の対象拡大の範囲（募集要項 P. 10～12 に記載していないのもの）

施設 コード	対象となる施設・事業の範囲	職種 コード	相談援助業務の実務経験として認められる職種
-----------	---------------	-----------	-----------------------

児童福祉法

4	乳児院	C	家庭支援専門相談員
5	児童養護施設	D	家庭支援専門相談員
7	児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	C	家庭支援専門相談員
4 5	児童自立生活援助事業を行なう施設	A	相談援助業務を行なう指導員

生活保護法

4 6	被保護者就労支援事業を行なう事業所	A	就労支援員
4 7	被保護者就労準備支援事業を行なう事業所 被保護者家計改善支援事業を行なう事業所	A	就労支援員
		B	被保護者就労準備支援担当者
		C	相談支援に従事する者

生活困窮者自立支援法

4 8	生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	A	主任相談支援員
4 9	生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	B	相談支援員
		C	就労支援員
5 0	生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	D	家計改善支援員（家計相談支援員を含む）
		E	就労準備支援担当者

社会福祉法

2 2	福祉事務所	M	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1 の 3 (1) に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
		N	生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
5 1	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	A	専門員

売春防止法

5 2	婦人相談所	A	相談指導員
		B	判定員（心理・職能判定員）
		C	婦人相談員

53	婦人保護施設	A	入所者を指導する職員
----	--------	---	------------

刑事収容施設法

54	刑事施設	A	刑務官
		B	法務教官
		C	法務技官（心理）
		D	福祉専門官

少年院法

55	少年院	A	法務教官
		B	法務技官（心理）
		C	福祉専門官

少年鑑別所法

56	少年鑑別所	A	法務教官
		B	法務技官（心理）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

31	障害福祉サービス事業	就労定着支援を行なう施設	C	相談援助業務に従事する職員
		自立生活援助を行なう施設	C	相談援助業務に従事する職員
57	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行なっている施設	A	相談援助業務に従事する職員
		障害者相談支援事業を行なっている施設	A	相談援助業務に従事する職員
		障害児等療育支援事業を行なっている施設	A	相談援助業務に従事する職員
58	基幹相談支援センター	A	相談援助業務に従事する職員	

介護保険法

59	地域包括支援センター	A	包括的支援事業に係る業務を行なう職員（注意1） （保健師、主任介護支援専門員等）
----	------------	---	---

（注意1）

「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。

職業安定法

60	公共職業安定所	A	精神障害者雇用トータルサポーター
		B	発達障害者雇用トータルサポーター

その他

6 1	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なう施設	A	相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
6 2	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	A	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行なっている者
6 3	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	A	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行なっている者
6 4	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	A	相談員
6 5	就労支援事業を行なう事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業 実施要領に規定する事業]	A	就労支援員
6 6	ひきこもり地域支援センター	A	ひきこもり支援コーディネーター
6 7	地域生活定着支援センター	A	相談援助業務に従事する職員
6 8	地域若者サポートステーション	A	相談援助業務に従事する職員
6 9	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	A	支援コーディネーター